

川崎市交通局情報システムの導入等に係る事務手続要綱

令和 5 年 7 月 3 1 日

5 川交経企第 1 7 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成 1 9 年川崎市規則第 1 2 号。以下「規則」という。）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、局情報化施策の実施等に際し必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所管課長 情報システムの導入等に係る計画を所管する課又は課に相当する組織の長をいう。
- (2) O A 機器 データの入力、蓄積、加工、検索、通信及び出力の全部若しくは一部又はこれらに類する処理を自動的に行うことを目的とした汎用コンピュータ、サーバ、パソコンその他の機器及びその周辺機器をいう。

(情報システム導入計画の通知)

第 3 条 所管課長は、次に掲げる情報システムの導入等を計画する場合は、システム導入計画書（様式 1）を作成し、経営企画課長に通知するものとする。

- (1) O A 機器を導入する場合
- (2) O A 機器を賃貸借契約期間満了等により新たな O A 機器へ更新する場合
- (3) O A 機器の基本ソフト（O S）を変更する場合又はこれに伴いシステムを導入し、若しくは更新する場合
- (4) O A 機器に係るソフトウェアを導入する場合

- (5) 局の情報化の推進に関する計画を企画し、又は変更する場合
- (6) 情報システムを開発し、又は変更する場合
- (7) 庁内ネットワークを構築し、又は変更する場合
- (8) 外部ネットワークと接続し、又はこれを変更する場合
- (9) 遠隔地のシステムと接続する場合、又はこれを利用し、若しくは変更する場合
- (10) 情報システム（ネットワークを含む。）の運用を委託して行う場合
- (11) その他交通局長が必要と認める事項

2 パソコン（周辺機器を含む。）の導入に際しては、原則として別に定める
OA機器導入ガイドラインを遵守するものとする。

（システム導入計画書の評価及び調整）

第4条 経営企画課長は、前条第1項の規定による通知を受けた場合、システム導入計画書を確認し、次に掲げる事項について評価し、調整を行うものとする。

- (1) 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第6条の規定に基づく届出その他の情報システムの導入等に必要なとなる手続の遵守に関すること。
- (2) 情報セキュリティ及びアクセシビリティの確保に関すること。
- (3) 市の総合的な計画及び情報化に関する各種計画等との適合性に関すること。
- (4) 技術的妥当性に関すること。
- (5) 情報システムの導入等に係る価格の適正その他の予算の調整に関すること。
- (6) 事業者の選定方法の妥当性に関すること。
- (7) その他交通局長が必要と認める事項

2 経営企画課長は、システム導入計画書に関し、所管課長に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

3 経営企画課長は、評価及び調整の結果、必要と認められる場合には、所管課長に対し、システム導入計画書に関し必要な措置を求めることができる。

(交通局長の承認)

第5条 経営企画課長は、システム導入計画書並びに当該計画書に係る評価及び調整の結果を取りまとめ、交通局長の承認を得るものとする。ただし、軽易なシステムの導入等と認める場合は、この限りでない。

(評価調整結果の通知)

第6条 経営企画課長は、前条の手続を経たシステム導入計画書並びに当該計画書に係る評価及び調整の結果について、所管課長及び経理課長に通知するものとする。

(経理課長の協力)

第7条 経理課長は、この要綱に定める手続を行わずに、第3条に掲げる情報システムの導入等に関する予算の要求が行われたと認められる場合は、経営企画課長に連絡するとともに、所管課長に手続の実施を求めるものとする。

2 経理課長は、前条の通知に係る予算の調整の結果について、経営企画課長に通知するものとする。

(契約仕様書等の評価及び調整)

第8条 経営企画課長は、必要と認められる場合は、所管課長に対し、システム導入計画書に関する契約仕様書等の提出を求めることができる。

2 経営企画課長は、前項により提出された契約仕様書等を確認し、次に掲げる事項について評価し、調整を行うものとする。

(1) 法令等の遵守に関すること。

(2) 著作権の帰属等に関すること。

(3) 情報セキュリティの確保に関すること。

(4) 仕様の技術的妥当性に関すること。

(5) 調達方法の妥当性に関すること。

(6) その他交通局長が必要と認める事項

3 経営企画課長は、評価及び調整の結果、必要と認められる場合には、所管課長に対し、契約仕様書等に関し必要な措置を求めることができる。

(システム廃止の届出)

第9条 所管課長は、情報システムを廃止する場合は、システム廃止届出書（第2号様式）により速やかに経営企画課長に届け出るものとする。

(資料の提供及び説明)

第10条 経営企画課長は、所管課長に対し、前2条の通知に関する資料の提供及び説明を求めることができる。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市交通局情報システムの導入等に係る事務手続要綱（20川交庶第339号）は、廃止する。